

◆入札に参加するための要件及び落札者の決定方法等については以下のとおりです。

- 1 入札参加資格等に関する事項（入札に参加する者は、以下の要件を満たす必要があります。）
 - （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - （２） 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止を、本委託の入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）提出期限日から開札の日までの間受けていない者であること。
 - （３） 本委託の入札参加資格確認申請書提出期限の 6 か月前から開札の日までの間に、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
 - （４） 本委託の開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、公告に掲載している入札参加資格の決定を受けた者を除きます。
 - （５） 本委託の他の入札参加資格確認申請者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。
「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ア 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 4 条退 2 項及び第 4 項に該当する者（会社）。
 - イ 一方の会社役員（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。
 - （ア）株式会社の取締役。ただし、次の a から d に掲げる者を除く。
 - a 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等である取締役
 - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - （イ）会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - （ウ）会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - （エ）組合の理事
 - （オ）その他業務を執行する者であって、（ア）から（エ）までに掲げる者に準ずる者
 - ウ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の

職にある会社。

- (6) 佐賀県暴力団排除条例（平成 23 年佐賀県情景第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団でないこと。

「佐賀県暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ク 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体において代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則第 103 条第 3 項第 2 号の規定により免除します。

(2) 契約保証金

納付してください。ただし、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づく担保を提供することによって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、委託代金額の 10 分の 1 以上とします。

ただし、契約金額が 200 万円以下の場合は、佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号の規定により免除します。

3 入札参加資格確認申請書及び提出資料の送付方法等

- (1) 入札参加資格確認申請書及び提出資料の提出にあたっては以下の点に留意してください。

- ・提出方法は、郵送のみとし公告に掲載している受付期間内に提出先に到達したも

のに限ります。

- ・書面提出資料一切を封入し、封筒には、「発注機関名」、「業務名」及び「技術者等資料在中」と朱書きしてください。

- ・配達事故を防ぐため、できるだけ書留郵便等の配達記録が残る方法としてください（普通郵便により提出された書類が受付期間の最終日に提出先に到達していない場合は理由の如何を問わず「入札参加資格無し」となります。）。

- ・提出資料に不備があった場合、受付締切日時までに到達しなかった場合は、資格審査の際「入札参加資格無し」となるので注意してください。

(2)「実績を証する書類」及び「資格等を証する書類」について、同じ内容で資料を提出する場合は、各様式ごとに添付資料として提出する必要はありません。

※提出書類

- ・入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ・同種業務の実績調書（別紙2）
- ・配置予定技術者調書（管理技術者）（別紙3）
- ・所属一級建築士名簿（別紙4）
- ・一級建築士事務所の登録を受けていることを証する「建築士事務所登録証明書」の写し

4 入札参加資格の確認について

提出資料の締切後に実施する資格審査により入札資格を確認し、公告に掲載している期日までに電子メールで通知します。

よって、本入札に参加できる者は、入札参加資格の確認通知（資格有）の確認通知を受けた者に限ります。

入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合、当該理由について説明を求めることができます。

なお、説明を求める場合は、公告に掲載している期限までに、その旨を記載した書面を提出してください。

5 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で「佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領」の規定による最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより落札者を定めます。くじは、当該入札事務に関係のない組合職員に引かせるものとします。
- (3) 開札において、不落（予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）になった場合、再度の入札は実施しません。

6 入札質問について

- (1) 質問期限について

入札案件に対して質問がある場合の質問期限は公告に掲載しておりますのでご確

認ください。

質問期限を経過した後の質問は受付いたしません（回答いたしません）のでご注意ください。

(2) 質問方法について

質問は、所定の様式により電子メールで行ってください。

※アドレスは公告本文に記載しています。

(3) 回答について

質問に対する回答は、佐賀競馬ホームページに回答を掲載する方法により行います（併せて、入札質問をされた方に対してのみ、回答を掲載した旨を電子メールで連絡いたします。）。

業務委託費の積算に関するものなど重要な回答が掲載される場合もありますので、入札質問をされていない場合であっても、公告に掲載している期限内は、適宜、佐賀競馬ホームページをご確認くださいようお願いいたします。

7 その他

(1) 入札参加申請書において、参加意思が不明確な場合は、入札参加資格確認申請書の受付ができません。

（入札参加資格確認申請書の受付ができない主な事例）

○入札参加資格確認申請書の記載内容に不備（業務名、所在地、商号又は名称、代表者名の全てが記入漏れ）がある場合。

○正規の入札参加資格確認申請書でない場合。

(2) 入札参加資格確認申請書は、公告に添付された様式を使用してください。

また、書式の変更等を行わないでください。

(3) 入札書を提出する前に、入札を辞退することとした場合は、電子メールにより辞退届を提出してください（原本は、後日郵送してください。）。なお、辞退届を提出できる期間は、公告に記載している入札書提出期間に限られております。

※入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札参加に不利益な扱いを受けることはありません。

(4) 前払金 無

(5) 部分払 有

(6) 本公告の記載内容に係る疑義（設計内容に係る疑義を含む。）、落札決定後（中止した場合も含む。）の疑義については、発注機関へ問い合わせてください。

なお、入札心得 13「異議の申立」には、「入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。」と定められています。

そのため、仕様書等について不明があった場合は、公告に記載している質問期限までに必ず質問してください。

(7) 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取止めることがあります。なお、落札決定後においても、公正な入札が確保されなかったと認められるときは、落札決定を取り消すことがあります。

(8) 入札心得（紙入札用）について

佐賀県庁ホームページ＞しごと・産業＞入札・補助金・公募事業＞入札＞建設工事
関連入札制度等＞入札契約制度＞佐賀県建設工事等入札心得（令和 7 年 10 月 1 日一
部改正）に掲載されていますので、必ず確認してください。